

## 規約の改正について(案)

愛労連は、10周年を機に綱領、規約、諸規則・基準の見なおしをおこなうため、昨年度の第2回評議員会(1999年7月24日開催)において、綱領・規約等検討委員会を設置した。その後、綱領・規約等検討委員会は、7回の会議を持ち、規約の改正案をまとめた。この案にもとづき、幹事会の討議を経て、規約の改正について(案)を提案する。

愛労連は結成以来10年間、県内労働者の要求実現、県民の共同したとりくみによる県民要求の実現をめざして奮闘してきた。愛労連は綱領と規約、毎年の定期大会の決定にもとづき、運動と組織の発展をはかってきた。規約は、この10年間に3回改正されてきた。これらの改正や、この間の運動の到達点をふまえて、愛労連の団結の基準である規約を以下の方向で改正することを提案する。

- ① 春闘や秋闘など運動の年間サイクルに合わせて、大会の開催月を変更する。
- ② 幹事会について成立要件を緩和し、会議の成立を確実にはかる。
- ③ 規約で述べるのではなく、諸規則などでふれることがふさわしいものについては、諸規則でふれ、簡潔な規約をめざす。
- ④ できる限りわかりやすい表現で、誤解を生まない正確な表現に変更する。

(注)今までの規約改正の経過は下記のとおり。

愛労連規約は、1989年11月17日に制定されて以来、1991年、1996年、1997年と3回にわたって改正されてきた。

91年の改正は、評議員会の開催数を「1年に4回」から「1年に2回以上」への変更、専門部の規定についての 신설、96年の改正は、名称に英語名の表記を挿入、機関の種類から補助機関を削除し、部会・協議会等を 신설などで、97年の改正は、事務局次長の定数を「1名」から「若干名」への変更であった。

(\_\_\_\_が変更部分)

現行	改正案
前文 愛知県労働組合総連合は、産業別組合と地域別組合(地域センター)で構成し、県内のたたかう労働組合の総結集をめざす。	前文 愛知県労働組合総連合は、産業別組合と地域別組合(地域組織)で構成し、県内のたたかう労働組合の総結集をめざす。
現行	改正案
第3条(構成) 愛労連は、県段階の産業別組合(単産)と市区町村の地域別組合(地域センター)およびその他の加盟組合によって構成する。	第3条(構成) 愛労連は、県段階の産業別組合(単産)と市区町村の地域別組合(地域組織)およびその他の加盟組合によって構成する。

現行

改正案

### 第4条(加盟単位)

愛労連への加盟は、県段階の産業別組合(単産)あるいは単位組合(単組)と、地域別組合(地域センター)とする。職能別組合および愛知年金者組合は産業別組合とみなす。

### 第4条(加盟単位)

愛労連への加盟は、県段階の産業別組合(単産)あるいは単位組合(単組)と、地域別組合(地域組織)とする。職能別組合および愛知年金者組合は産業別組合とみなす。

※第5条(加盟要件)を削除した上、第6条(加盟の手続き)を以下のように改める。

現行

改正案

### 第5条(加盟要件)

愛労連の綱領と規約に賛同し、組合の機関で加盟を決定した労働組合は、すべて愛労連に加盟することができる。

### 第5条(加盟の手続き)

愛労連に加盟しようとする労働組合は、愛労連の綱領と規約に賛同し、加盟申込書(様式第1号)で議長に申し込み、幹事会の承認を得なければならない。加盟組合については、評議員会または大会に報告するものとする。

### 第6条(加盟の手続き)

1. 愛労連に新たに加盟しようとする労働組合は、加盟申込書(様式第1号)で議長に申し込み、大会または評議員会の承認を得なければならない。評議員会で承認した場合は大会に報告するものとする。

現行

改正案

### 第7条(オブザーバー加盟)

2. オブザーバー加盟の扱いについては別に定める規則による。

### 第6条(オブザーバー加盟)

2. オブザーバー加盟の扱いについてはオブザーバー加盟に関する規則による。

現行

改正案

### 第8条(脱退の手続き)

2. 届け出の日から1カ月を経過したときをもって脱退行為は成立し、その組合の愛労連にたいする権利・義務は消滅する。

### 第7条(脱退の手続き)

2. 書面の提出より1カ月以内に、幹事会の承認を得て、脱退行為は成立する。  
3. 脱退組合は、愛労連の財産等に対するいっさいの権利を失う。

現行

改正案

### 第9条(加盟組合の自主性・権利・義務)

5. 愛労連のおこなう活動にたいして妨害し、あるいは組合費などの納入の義務を果たさない加盟組合について、別に定める基準にもとづいて必要な措置をとることができる。

### 第8条(加盟組合の自主性・権利・義務)

5. 愛労連のおこなう活動にたいして妨害し、あるいは組合費などの納入の義務を果たさない加盟組合について、統制基準にもとづいて必要な措置をとることができる。

現行  
第11条(大会)  
1. 大会は愛労連の最高決議機関であって、毎年9月に開催することを原則とし、幹事会が必要と認めた場合には臨時に開催することができる。

現行  
第12条(代議員の選出)  
1. 代議員の選出は、別に定める基準によりおこなう。

現行  
第13条(特別代議員)  
1. オブザーバー加盟組合は、特別代議員として大会に出席する。  
2. 評議員会の決定により、協議会等の代表は特別代議員として大会に出席することができる。  
3. 特別代議員は発言権は持つが議決権は持たない。

現行  
第15条(大会の付議事項および運営)  
4. 大会の運営は、別に定める規則によりおこなう。

現行  
第17条(評議員の選出)  
1. 評議員の選出は、別に定める基準によりおこなう。  
2. 幹事会の決定により、協議会等補助機関の代表は特別評議員として評議員会に出席する。この場合、特別評議員は発言権を持つが議決権は持たない。

改正案  
第10条(大会)  
1. 大会は愛労連の最高決議機関であって、毎年7月に開催することを原則とし、幹事会が必要と認めた場合には臨時に開催することができる。

改正案  
第11条(代議員の選出)  
1. 代議員の選出は、代議員・評議員選出基準によりおこなう。

改正案  
第12条(特別代議員)  
1. オブザーバー加盟組合、青年協・婦人協は特別代議員として大会に出席する。  
2. 特別代議員は発言権は持つが議決権は持たない。

改正案  
第14条(大会の付議事項および運営)  
4. 大会の運営は、議事規則によりおこなう。

改正案  
第16条(評議員の選出)  
1. 評議員の選出は、代議員・評議員選出基準によりおこなう。  
2. この項を削除する。

現行  
第19条(評議員会の付議事項および運営)  
4. 評議員会の運営は、別に定める規則によりおこなう。

現行  
第21条(幹事会の構成と運営)  
3. 幹事会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、その議事は出席幹事の過半数の賛成で決定する。

現行  
第23条(事務局)  
4. 専従役職員の賃金・労働条件等は別に定める規則による。

現行  
第24条(部会・協議会等)  
愛労連の事業を円滑におこなうため、大会または評議員会の議を経て、部会・協議会(大産業別、青年、婦人など)、専門委員会、ブロック協議会などをおくことができる。

現行  
第27条(役員を選出および任期)  
1. 役員は、大会で出席代議員の無記名投票によって選挙する。ただし、大会の議決によって、投票によらない他の選出方法をとることができる。  
7. 役員を選出について規約に定めのないものについては、別に定める規則による。

改正案  
第17条(特別評議員)  
1. オブザーバー加盟組合、青年協・婦人協は特別評議員として評議員会に出席する。  
2. 特別評議員は発言権は持つが議決権は持たない。

改正案  
第19条(評議員会の付議事項および運営)  
4. 評議員会の運営は、議事規則によりおこなう。

改正案  
第21条(幹事会の構成と運営)  
3. 幹事会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席幹事の過半数の賛成で決定する。

改正案  
第23条(事務局)  
4. 事務局の運営は、事務局規則による。  
5. 専従役職員の賃金・労働条件等は専従役員および事務局員の勤務・労働条件等に関する規則による。

改正案  
第24条(部会・協議会等)  
愛労連に、部会・協議会(大産業別、青年、婦人など)、専門委員会、ブロック協議会などをおくことができる。

改正案  
第27条(役員を選出および任期)  
1. 役員は、大会で出席代議員の無記名投票によって選挙する。(ただし書きを削除する)  
7. 役員を選出について規約に定めのないものについては、役員選挙規則による。

現行

第28条(顧問)

3. 顧問の処遇等については別に定める規則による。

現行

第29条(組合費等)

2. 組合費等の額は大会で定める。各加盟組合が翌月10日までに納める。  
4. 一旦納入された組合費等は、いっさい返還しない。

現行

第30条(会計)

1. 愛労連の会計帳簿、預金通帳、現金、その他の財産等を保管する責任は事務局長が負う。  
2. 経費の収支および財産の管理等については別に定めるによる。

現行

第31条(会計監査)

会計監査は、愛労連の会計について年3回の定期監査および定期大会前に年度末監査をおこない、その結果を幹事会・評議員会および定期大会に報告しなければならない。

現行

第32条(会計年度)

愛労連の会計年度は、毎年8月1日から翌年7月末日までとする。

現行

第37条(規約の施行日)

改正案

第28条(顧問)

3. 顧問の処遇等については顧問の処遇に関する規則による。

改正案

第29条(組合費等)

2. 組合費等の額は大会で定める。各加盟組合が当月末日までに納める。  
(4項を削除する)

改正案

第30条(会計)

1. 愛労連の会計帳簿、預金通帳、現金、その他の財産等を管理する責任は事務局長が負う。  
2. 経費の収支および財産の管理等については会計規則による。

改正案

第31条(会計監査)

会計監査は、愛労連の会計について年3回の定期監査をおこなう。監査結果は幹事会・評議員会および定期大会に報告しなければならない。

改正案

第32条(会計年度)

愛労連の会計年度は、毎年6月1日から翌年5月末日までとする。

改正案

第37条(規約の施行日)

附則(2000年9月3日改正)  
この規約は、2000年9月4日から施行する。

<様式第1号>

組織人員および傘下の単組・支部・分会数を組織人員に変更する。

「参加形態(正式加盟、オブ加盟)」、「予定されている会費登録人数」、「19」を削除する。

以上